

2021年度 法科大学院

第3期入学試験問題

2時限

民法

(論文式)

試験時間 50分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民法]

Xの父A（30歳）は、Y運転の自動車に轢かれ（以下、「本件事故」という。）、本件事故の翌々日に死亡した。なお、本件事故の原因は、Yが赤信号に気づかず、交差点に進入したことによる。

Aは、本件事故当時、B（28歳）と婚姻関係にあった。Bは、本件事故当時、Xを懐胎し、臨月であった。BとYとの間で、本件事故のYの責任について話し合いがなされ、Xの損害につき、Xが成年になるまでの扶養料として、Yが2000万円を支払い、これ以外の金銭の請求は一切行わない旨の示談（以下、「本件示談」という。）がなされた。その後、本件示談に基づき、YからBに2000万円が支払われた。

本件示談の1か月後、Xが出生した。数年後、Xが、Yに対して、本件事故により成年になるまでの扶養料など、Xは上記2000万円以外になお1000万円の損害を被っているとして、その賠償を請求した。

この場合において、Xが上記のとおりなお1000万円の損害を被っているとして、XのYに対する1000万円の損害賠償請求が認められるかを、Yからの反論を踏まえて検討しなさい。なお、損害賠償請求権の消滅時効の問題は考えなくてよい。また、問題の検討にあたって、場合分けが必要な場合には、場合分けをして答えなさい。

（解答は全て解答用紙に記入すること）